

福岡県過疎地域自立促進計画

(平成28年度～平成32年度)

福 岡 県

目 次

1	基本的な事項	1
2	産業の振興	9
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	14
	（1） 国道、県道及び市町村道の整備	14
	（2） 農道、林道の整備	15
	（3） 港湾及び離島航路の整備	15
	（4） 交通確保対策	15
	（5） 情報化の促進	15
	（6） 地域間交流の促進	16
4	生活環境の整備	17
5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	18
6	医療の確保	18
7	教育の振興	18
8	地域文化の振興等	19
9	集落の整備、移住・定住の促進	19
10	過疎地域市町村に対する行財政上の援助（再掲）	21

1 基本的な事項

多岐にわたる過疎対策事業の活用により、本県過疎地域では、道路や下水処理施設といった公共施設等の整備は着実に進んできたが、県全体と比較すると低い整備状況にある。雇用については、有効求人倍率、失業率ともに改善されてきたものの、本県過疎地域では厳しい状況が続いている。また、本県過疎地域では人口減少、高齢化がさらに進み、集落の機能が低下し、生活の維持確保が困難になることが危惧される。

一方で、地方で生活したいと希望する若い世代が増加しており、地域の活力を取り戻す好機を迎えている。

このため生活基盤を整え、地域住民の転出抑制を図るとともに、雇用を確保し、地域外からの移住を促進する施策を重点的に進めていく必要がある。

本県においては、先に策定した「福岡県過疎地域自立促進方針」（平成28年度～32年度）において、「地域の自立を支える雇用の確保」、「生活環境の整備と集落機能の確保」、「地域を支える人材の確保と移住・定住の促進」を、過疎地域自立促進の基本的な方向として定めた。

これらの基本的方向のもと、産業の振興、交通や医療の確保、生活環境の整備など分野ごとに具体的な取組みを推進する。

(1) 産業の振興

ア 農業の振興

生産性の向上を図るため、優良農地の確保とその有効活用の促進、意欲ある担い手への農地の集積・集約化を促進するとともに、ほ場、用排水施設等の農業生産基盤の整備を推進する。また、県産農産物の競争力強化に向け、品種開発の加速化、安定生産による供給力の向上、ブランド戦略の展開、輸出の拡大により販路拡大を図る。

農業者の減少や高齢化に対応するため、新規就農者の育成・確保、女性農業者の経営参画を促進するとともに、水田農業では個別大規模農家や法人化した集落営農組織といった持続性のある担い手の育成・確保、園芸農業では雇用型経営の導入を促進する。

畜産については、生産コストの低減やブランド化を推進するとともに、防疫対策を徹底し、安全で高品質な畜産物供給を推進する。

過疎地域の集落機能の維持と地域資源・環境を保全していくため、農地、農業用道水路等の保全管理や農村環境の保全等の取組みに加え、直売所を拠点とした地域づくりの推進や、各地域が持つ資源や食文化などを活かし

た農山村地域と都市との交流を推進する。

鳥獣被害発生地域では、侵入防止柵の整備や捕獲機材の導入などの被害防止対策を推進する。

中間・山間地域では、棚田を活用した観光交流、土地条件や気候条件を活かした茶、果樹、野菜、花き、花木等の生産を推進する。

イ 林業の振興

林業経営が成り立つ人工林においては、主伐による原木供給の拡大を推進するとともに主伐後に着実な再造林を行う。また、需要拡大を図るため、建築物の木造・木質化や輸出を推進する。さらに、間伐材等の搬出コストの低減やバイオマスとしての利用を促進するとともに、しいたけ、たけのこ等の特用林産物の生産関連施設の整備を促進する。

林業就業者が減少・高齢化していることから、新規就業者の確保、林業作業士や森林施業プランナー等技術・知識を持った人材を育成する。

また、造園業者等の異業種から林業への参入促進により、低質材の有効活用を進める。

間伐や森林環境税による荒廃森林の再生、県民参加の森林（もり）づくり等の取り組みにより、健全で活力ある森林を造成する。

ウ 水産業の振興

漁港・漁場などの生産基盤の整備、種苗放流や資源管理による水産資源の維持・増大、ノリ・カキ等の養殖業の安定化、低コスト化、省力化等のための共同利用施設や安全安心な水産物出荷のための流通関係施設の整備を促進する。

漁業者の所得向上のため、大規模漁業（まき網）の経営改善や漁獲物の鮮度保持の徹底を図るとともに、県産水産物の認知度向上や漁業者による直接販売を推進する。

併せて、漁協の指導力・販売力強化、漁業者の経営力強化により、若者の漁業への参入・定着を促進する。

エ 地場産業等の振興

伝統的工芸品や特産民工芸品などの伝統工芸産業の後継者の確保や育成、技術開発力の向上、販路拡大等を促進する。

また、農林水産物等の地域資源を活用した異業種連携や農商工連携により、地域特産品の開発を推進するとともに、首都圏での物産展の開催やテ

スト販売、農林水産まつりや物産フェア等のイベントの実施による都市との交流促進により、地域特産品の販路を拡大する。

筑豊地域では、地場企業の技術力向上や設備の高度化等を進めることにより、自動車産業をはじめとした付加価値の高い産業への参入を促進するとともに、飯塚研究開発センターによる研究開発支援により地場産業の振興を促進する。

大牟田地域では、金属や化学工業で蓄積された技術や人材を活用し、環境リサイクル産業の育成、集積を図るとともに、臨海部における企業遊休地を活用した新たな産業の集積を促進する。

これらの地場産業の中核を担う中小・小規模企業者に対し、設備の高度化や経営革新を促進するため、民間専門家による助言を行うほか、制度融資による長期・低利の資金を融資する。

オ 企業の誘致対策

旧産炭地域では、工場適地の選定や公的遊休施設の活用により、自動車関連企業や情報通信産業、環境エネルギー産業など新たな産業の誘致・集積を推進する。

山村地域では、農村地域工業等導入促進制度の活用による産業基盤整備を推進し、企業誘致による新たな雇用の場を創出する。

カ 創業の促進

起業家に対する情報提供、施設の共同利用、長期・低利の制度融資など立ち上がりを支援する。

意欲的な人材の育成、交通・情報通信基盤等の起業環境の整備を促進するとともに、テレワークの推進を図る。

キ 商業の振興

商店街組合等が行う共同施設整備等への融資やハード・ソフト両面の補助制度等の活用により、商店街の活性化を図る。

ク 観光の振興

世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」や炭鉱関連遺産を中心とした近代化遺産及び近隣の観光資源を周遊するモデルコースやパンフレットの作成、ガイドの育成などに取り組む。

「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」など貴重な歴史遺産や伝統

芸能などの地域資源を観光資源として有効活用するとともに、恵まれた自然や農村環境を活かした「エコツーリズム」「グリーンツーリズム」や長期滞在型の観光を推進する。

「九州オルレ」に認定された「宗像・大島」「八女」の2コースをPRし、国内外からの誘客と県内周遊を促進する。

また、農商工連携による特産品開発、地域ならではの「おもてなし」のための人材育成を促進する。加えて、本県の幅広い産業の強みを活かした「産業観光」を展開する。

東九州自動車道開通の機会を捉え観光PRに取り組むとともに、外国語に対応した観光ホームページの充実や無料公衆無線LAN環境をはじめとした外国人観光客の受入環境の整備を推進する。

(2) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

ア 国道、県道及び市町村道の整備

国道、県道及び市町村道について、地域の実態を踏まえた計画的な整備を推進する。これらの交通体系は、市町村道から都市間を結ぶ国、県道あるいは高速自動車道など高速交通体系へ機能がシステム化されるよう計画的に整備する。

イ 農道、林道の整備

農道については、地域農業の持続的発展及び農村の総合的な振興を図るため、他の農業振興策と連携して農道網の整備を推進する。

林道については、効率的な林業経営や適正な森林の維持管理、生活基盤の整備を図るため、幹線的な林道を整備するとともに、市町村等が実施する林道整備を支援する。

ウ 港湾及び離島航路の整備

重要港湾三池港については、世界遺産としての価値を損ねることなく船舶の大型化や取扱貨物量の増加に対応した港湾機能の強化を図る。

地方港湾大島港については、港の利用促進とともに、老朽化対策を進める。

地方港湾芦屋港については、周辺環境に配慮した緑地整備を行う。

大島の離島航路は、本土と島をつなぐ唯一の交通手段であるため、国と協力して航路事業者を支援していく。

エ 交通確保対策

バス路線については、生活交通路線として、必要な広域的・幹線的路線の維持等を図る。また、広域的な観点から市町村と連携して、コミュニティバスの広域運行や地域コミュニティ運送の普及促進、路線バス利用促進を呼びかけるキャンペーン等に取り組む。

鉄道については、沿線市町村及び事業者と一体となった利用促進策に取り組み、特に経営基盤の脆弱な中小民間鉄道や第3セクター鉄道といった地域鉄道に関しては、事業者が行う安全輸送設備整備に対し国や沿線市町村と連携して支援を行うことにより、安全性の向上と路線の維持存続を図る。

オ 情報化の促進

都市部との情報格差を解消するため、民間事業者の活力を生かして情報通信インフラの整備を促進するとともに、ITを活用した特産品の販売や移住・定住に関する情報発信などに積極的に取り組む。

また、ITを活用し、ワンストップ・ノンストップサービスなど、行政サービスの簡素化・効率化を推進する。

カ 地域間交流の促進

地域間交流を促進するため、豊かな自然、文化、歴史遺産等の地域資源を活用した観光振興、新鮮な農産物や伝統工芸品を活用した特産品の開発・販売、体験型プログラムやエコツーリズム、グリーンツーリズムを進めるとともに、スポーツイベントやオリンピック、パラリンピックのキャンプ地誘致などスポーツを通じた交流人口の拡大を図る。

また、都市住民に農山漁村の魅力を浸透させ、農山漁村の住民に他の地域の住民を受け入れる意識の醸成を図ることで、日常的な都市と農山漁村との交流を進める。

(3) 生活環境の整備

水道については、広域的水道整備計画に基づいて水道の広域化、水道未普及地域の解消を図る。

汚水処理施設については、「福岡県汚水処理構想」に基づき、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法により、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）、浄化槽等の計画的な整備を図る。

スポーツ、文化、レクリエーション活動を楽しみ地域の振興に資する公園

の整備を推進する。

消防救急体制については、消防団を中核とした地域防災力の強化を図るとともに、救急業務の一層の高度化や、消防ヘリコプター・ドクターヘリの有効活用を図る。

また、堤防の嵩上げや老朽化した護岸の補修といった防災機能の強化を図る。

廃棄物処理については、地域の実情に応じ、計画的な対策を講じるとともに、循環型社会の実現に向けて、ごみの減量化やリサイクル等を推進する。

再生可能エネルギー、コージェネレーション（熱電併給システム）など環境にやさしい分散型電源については、エネルギー自給率向上、地域強靱化の観点からも、当該地域の資源や特性に合わせ、導入・普及を推進する。

（４）高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

高齢者が安心して在宅生活を続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援といったサービスを切れ目なく一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」を構築する。

特別養護老人ホーム等の整備を計画的に進めるなど、医療、介護サービスの供給体制を確保するとともに、質の高いサービスを提供できる人材の確保・定着を図る。また、「70歳現役社会づくり」や健康づくり、介護予防の取り組みを推進する。

高齢者等の避難行動要支援者に対する支援体制づくりや施設における防災対策を強化するとともに、高齢者の権利擁護及び認知症の人を支える地域づくりを推進する。

結婚のきっかけづくりのための出会い・結婚応援を推進するとともに、地域の様々な子育て支援の充実及び質の向上を進め、子育て支援体制の整備を図る。

障害者については、福祉サービスの供給体制の確保、スポーツ・レクリエーション・文化活動への参加機会の拡大、バリアフリー環境の整備を推進する。

（５）医療の確保

へき地医療拠点病院による巡回診療やへき地診療所への代診医の派遣を行うとともに、自治医科大学卒業医師派遣等により医師の確保を図る。

また、へき地診療所及び患者輸送車の整備を促すとともに、ドクターヘリを活用した搬送体制を整備する。

さらに、情報システムの活用によるへき地診療所等からの相談体制の充実や、医療従事者に対する研修体制の確保に努める。

(6) 教育の振興

教育内容・方法の変化に対応できるよう校舎等施設の質的整備を図るとともに、耐震化・長寿命化を含め健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保を図る。

また、複式学級解消等のための教員配置、中学校における免許教科外担当解消のための非常勤講師の配置に努めるとともに、へき地・小規模校教育研究大会を実施し、へき地・小規模校の特性を生かした特色ある学校づくりを推進する。

さらに、生涯学習・社会教育の振興のため、各種社会教育施設の機能充実と利用促進を図り、地域の学習活動、スポーツ活動を推進する。

(7) 地域文化の振興等

民俗芸能や伝統文化に加え、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である三池炭鉱関連施設といった貴重な文化資源の保存・継承のための取組みを推進する。

平成29年の世界文化遺産登録を目指して、ユネスコに推薦された「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」について、関係自治体や地域住民と一体となった世界遺産登録の取組みを推進する。

貴重な歴史遺産、伝統芸能など文化資源の情報収集や、新しい文化資源の発掘に努めるとともに、後継者や指導者の育成、鑑賞・創作する機会の充実などを通じて、地域文化の振興に努める。

(8) 集落の整備、移住・定住の促進

過疎地域が自立して発展していくためには、集落の活性化が不可欠であり、市町村による集落实態調査、集落活性化プランの作成を促進する。その際、「集落支援員制度」の活用を促進するとともに、「地域おこし企業人交流プログラム」、「NPO・ボランティアとの協働」といった外部の専門的視点も取り入れ、各種支援制度の積極的な活用を図る。

小規模集落の増加、著しい高齢化により単独では集落機能を維持することが困難な地域においては、一定のまとまりのある地域の集落が相互連携と補完により集落機能を充足する「集落ネットワーク圏」の形成を促進する。また、「集落ネットワーク圏」の基幹となる集落において、生活の維持や地域振興の中核を担う「小さな拠点づくり」を促進する。

また、首都圏などからの移住・定住を促進するため、「福岡県移住・定住

ポータルサイト」の充実、「福岡移住読本」の改訂、首都圏での相談窓口の拡充、住宅、就職、農林水産業への就業など多様なニーズに対応した相談会やセミナーの開催といった施策を総合的に展開する。

		2,100m
	18.0m	840m

